

情報 ひがし労

JR東労働組合 中央本部

発行人 松下 明

編集者 情宣部

申9号「2023年度賃金引き上げに関する申し入れ」

生活実感とかけ離れた会社の回答に

基本給改定(ペア)



所定昇給額の4分の1 + 4,000円

主幹職 B 以上・技術専任職・S 等級以上 +200円、主務職・T 等級 +100円

エルダー社員：基本給賃金に 3,000円加算

等級区分(5)には+200円、(4)には+100円

定期昇給：昇給係数4の実施

(令和5年4月1日現在、満55歳未満の社員)

【社員数】	45,800人	【エルダー社員数】	9,200人
【平均年齢】	38.8歳	【エルダー平均年齢】	62.4歳
【平均勤続年齢】	15.5年	【エルダー平均基準内賃金】	190,849円
【平均基準内賃金】	333,519円		(6月23日以降準備出来次第精算)

等級 (一般)	(改定額の内訳)		改定額
	1/4の額+4,000円	加算額	
主幹職 A	5,700	200	5,900
主幹職 B、技術専任職	5,600	200	5,800
主務職	5,500	100	5,600
主任職 2 等級、1 等級	5,500	—	5,500
指導職 2 等級、1 等級	5,400	—	5,400
係職 2 等級	5,300	—	5,300
係職 1 等級	5,000	—	5,000

【平均賃金引上げ額】
12,304円(3.78%)
(内訳)
基本給改定分
5,957円(1.84%)
定期昇給分
6,347円(1.94%)

産業・事業構造の大転換に立ち向かい、総合労働条件・

安全確立をはかり、更なる組織強化・拡大を勝ち取ろう！！

2023 年度賃金引き上げ妥結に関する見解

中央本部は、本日 12 時 15 分から申 9 号「2023 年度賃金引き上げに関する申し入れ」について、3 回目の団体交渉を行いました。会社は、2023 年度新賃金について、①定期昇給を実施し、その際の昇給係数は 4 とする②満 55 歳未満の社員に基本給改定を実施し、基本給に対し所定昇給額の 4 分の 1 の額及び 4,000 円を加える。なお、主幹職 B 以上、技術専任職及び S 等級以上には 200 円、主務職及び T 等級には 100 円をさらに加える③満 55 歳以上の社員は、基本給改定を実施し、基本給額に対し在級する等級により満 55 歳未満と同様の計算した額を加える④エルダー社員は、基本賃金改定を実施し基本賃金に 3,000 円を加える。なお、等級区分（5）に 200 円、（4）に 100 円をさらに加える⑤テンポラリースタッフは、1 時間当たりの賃金額に 50 円を加えるとの回答を示しました。会社は団体交渉で「基準内賃金の引き上げは、長期にわたり総額人件費に多大な影響を及ぼすことから、中長期的な動向などを勘案し慎重な判断が必要」「基本給の引き上げは生産性向上に対する社員の貢献での成果配分を基本」などと主張してきました。23 春闘の中で会社は、1 月 18 日「初任給特別措置」提案、3 月 1 日「開発・不動産」「Suica サービス」「データマーケティング」の事業領域に「ジョブ型」採用・人事運用の開始を打ち出しました。このことと連動して、2 月 16 日には「社友会連携協議会準備委員会」が発足しました。これらの延長線上の中で、今回の職務に見合った賃金回答があったといえます。このことは、会社が、エンゲージメントを高める処遇制度を始めとする「自社型雇用システム」の導入によって、人事育成制度としての昇給を無くし、年功序列型賃金と終身雇用制を廃止することを狙っています。

中央本部は、組合員一律 12,000 円のベースアップの実施、定期昇給（昇給係数 4）の実施、第二基本給廃止の要求とは大きく乖離した「回答」に対して席上妥結せず、緊急に各級機関代表者を招集し検討しました。最終的に会社回答への満腔の怒りを持ちつつ、これ以上進展が見られないとの苦渋の判断のもと 15 時 59 分に「2023 年度賃金引き上げ」について妥結しました。

3 月 15 日に集中回答日を迎えた春闘は、岸田政権や経団連が日本経済の再生・競争力強化のために、GX や DX を軸とした産業構造・事業構造再編の只中で、「構造的賃上げ（①労働移動の円滑化②リスキリング③日本型職務給）」を導入し、「年功型賃金・長期雇用・新卒一括採用」という日本型労働慣行を破壊し、「自社型雇用システム」の確立を目論んでいます。一方、連合は「23 春闘を日本経済再生」のための政労使協議に捻じ曲げてきました。社内においては、自らの賃金・労働条件を放棄し「変革のスピードアップ」の推進役を果たしてきた社友会や未加入者の存在があります。また、JR 東労組は「黒字決算は、施策を担った努力の結果」であると主張することを通じて、『新生 JR 東労組運動宣言』に謳われている健全な労使関係を哀願しているにすぎません。

このような中で、団体交渉では「物価上昇が続く中で生活が苦しい。限定された期間、限定された社員へ実施される初任給特別措置ではなく一律の賃金上昇を求めると主張してきました。このことと結合して、各支部春闘開始集会、分会春闘学習会、春闘川柳や春闘標語、各地本「23 春闘勝利総決起集会」を展開し、職場から春闘の再構築をめざしてきました。あらためて組合員の皆さんに感謝申し上げます。

最後に、春闘敗北の怒りをバネに、当面する統一地方選挙に勝利し、軍拡・憲法改悪反対のための広範な戦線を構築していきます。そして、産業・事業構造の大転換に立ち向かい、総合労働条件の向上と「企業による労働者への安全配慮義務の厳格化」をはじめとする安全確立をはかり、私たちの要求に応えない会社に怒りを持ち、下支えしている組織を許さず組織拡大をかちとることを明らかにし、2023 年度賃金引き上げ妥結に当たった見解とします。

2023 年 3 月 14 日
J R 東労働組合
中央執行委員会